

標準コード変更登録手続について(個人事業者用)

I 日本輸出入者標準コードについて

日本輸出入者標準コード(以下「標準コード」という。)は、わが国において輸出入業務を行う当事者を特定する最も基本的なコードです。

標準コードは、日本輸出入者標準コード表として広く公開されており、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)のほか、官民の情報処理システムにおいて活用され、貿易関係手続の簡易化、迅速化に貢献しています。

登録は、任意の申込制であり、1法人又は1個人事業者は一つの標準コードを取得することができます。その登録内容は、法人名又は個人名と所在地(TEL・FAXを含む。)で、随時の変更登録と3年毎の更新登録によりデータが更新されています。

また、日本輸出入者標準コード表は、CD-ROM版として有償頒布されています。なお、個人事業者の場合、申込者がCD-ROM版に登録事項の全部または一部の掲載を希望しない場合には、当該情報は掲載されません。

II 変更登録申込手続 (この申込書は、OCR読取用になっていますので、必ず枠内にご記入願います。)

ご記入いただく前に、以下の記載要領及び当協会ホームページの「よくある質問」をご覧ください、手数料をお支払いのうえ、必要書類を添えて郵送して下さい。

個人事業者から法人に変更する場合には、日本輸出入者標準コード変更登録申込書(法人用)をご使用下さい。

なお、当協会ホームページからも申込手続ができますので、ご利用下さい。

URL : <http://www.jastpro.org/>

○ 記載要領

「申込者氏名」の「印」に、押印(認印可)して下さい。

1 変更登録事項

(1) 変更前の登録事項

- ① 「コード番号」は、必ず記入して下さい。
- ② 「名称」、「所在地」は、変更になった又は変更予定の事項に関し、変更前の登録事項を記入して下さい。

(2) 変更後の登録事項

- ① 「変更予定日」には、変更したい希望日がある場合に記入して下さい。
- ② 「名称」、「所在地」は、変更になった又は変更予定の事項に関してのみ記入して下さい。
- ③ 変更後の登録事項を記入のうえ、住民票の写し(市区町村発行後3ヶ月以内で個人番号(マイナンバー)の記載のないもの、コピー可)を添付して下さい。
なお、「所在地」が変更となった場合で、住民票記載住所と異なる事業所を登録したい場合には、住民票の写しの余白に、「登録したい事業所の所在地」を記入のうえ、記名・押印して下さい。

2 重要事項

の塗りつぶしが無い場合には、掲載を了解されたものといたします。

3 登録者連絡先

「氏名」には、本手続に関する問い合わせに対応できる方をご記入願います。

4 登録手数料の支払方法

- ① 変更登録手数料は、1,320円(消費税込)です。
- ② 銀行振込(ATMを含む)の場合には、振込んだ際に受け取った振込明細書のコピーを申込書に添付して下さい。インターネットバンキングの場合には、振込明細書に対応する画面をプリントアウトし申込書に添付して下さい。
- ③ 現金の場合には、持参するか又は現金書留にて郵送して下さい。
- ④ 小切手の場合には、東京、横浜地区で振出されたもの以外は、取立手数料が生じますので加算が必要となります。

5 申込代理人

非居住者が税関事務管理人(関税法第95条参照)を代理人として変更登録する場合には、「日本輸出入者標準コード新規・変更登録申込書(非居住者用)」でお申込みください。

III 注意事項

- 1 当協会を受理後、不備がなければ、約10日前後に登録者の住所宛に登録通知書(兼領収書)を郵送します。
- 2 郵送物が不達とならないように看板の掲出等にご配慮願います。